

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」(観光庁)

鳥取島根エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における

「体験コンテンツ造成と販売ルートの確立」

公募説明書

1. 事業名

鳥取島根エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における「体験コンテンツ造成と販売ルートの確立」

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日(金)まで

3. 事業の目的

- ・観光庁では、今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、訪日観光における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することとしている。このような背景のもと、観光庁において、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を策定(2022年5月)、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、「鳥取島根エリア」を含め11地域が選定された(2023年3月)。2024年9月には、新たに3地域が選定され、全14地域となっている。

【観光庁ホームページ 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進】

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kai_fuku/kofukakachi.html

- ・SAN'IN観光ビジネス推進企業体(以下「企業体」という。)は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業・モデル観光地に選定され、2023年度に山陰エリアのマスタープラン(以下「MP」という。)を策定するなど、高付加価値旅行者の山陰エリアへの誘客を目指している。

令和6年度は、鳥取・島根エリア内(以下、「エリア内」という。)独自のコアバリューを定めコアバリューを広く周知するためのブランドブックの作成やコアバリューに紐づいた体験コンテンツの造成をし、販売や運営の課題の把握を行ったところである。

本事業では複数の国内DMCと連携し地域観光資源の検証、マーケットイン目線を意識した新規体験コンテンツの開発や過年度造成したコンテンツの磨き上

げ、商談会等を通じた、旅行会社・DMC とのネットワーク構築を図ることにより、高付加価値旅行者誘客において核となる体験コンテンツを造成し販売ルートを確立させることを目的とする。

なお、本事業は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022 年 5 月観光庁制定）、MP（2024 年 3 月策定/2025 年 3 月改訂）及びブランドブック（別添／英語のみ）を理解したうえで実施すること。

4. 山陰エリアの高付加価値旅行者ターゲット

企業体では、観光庁による高付加価値旅行者の傾向（以下参照）を念頭に、ターゲット層を主に欧米豪を中心とした高付加価値旅行者のうち、特に 1 回の現地における旅行消費額が 100 万円以上の層と設定している。それらターゲット層においては自らが旅行手配を行わず、主にそれら顧客を扱う旅行事業者等が旅行手配を行っていることから、企業体においては旅行事業者に向けた BtoB の FAM トリップ等を実施している。

ターゲットとする旅行者層は、これまでの調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。また、観光庁の定義では、消費額の大きさのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向がある旅行者となっている。

これらのニーズに合った特別感の醸成のため、MP（2024 年 3 月策定/2025 年 3 月改訂）及びブランドブック（別添／英語のみ）を参照すること。

<観光庁による高付加価値旅行者の傾向（抜粋）>

高付加価値旅行者は、単に一旅行当たりの消費額が大きいのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向にある。

観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022 年 5 月）より

5. 業務内容

上記の目的を踏まえ、次の業務を遂行すること。

1) 体験コンテンツ造成チームの組成・管理・運営

高付加価値旅行者層誘客に向けた核となる体験コンテンツを造成するために、複数の国内 DMC とエリア内のコアバリューに基づく地域観光資源や関係者に精通している地域の事業者を束ねたチームを組成すること。国内 DMC においては、自社商品として販売していただくことを前提にマーケットイン目線での検証と助言を行い、地域事業者は助言を元に体験コンテンツを具現化するためにコアバリューに携わるキーマンと交渉、調整を行う。

なお、地域事業者については受託後に実施主体と調整のうえ選定すること。

2) 体験コンテンツの磨き上げまたは新規造成・ターゲット像の確立

体験コンテンツ造成チームとともにマスタープラン及びブランドブックに記載したコアバリューの訴求に際し、現地視察の実施とターゲット像の細分化をし、オーダーメイド前提で常時提供可能なものとなるよう、前年度の取組を参考に、エリア内コンテンツの磨き上げや新規造成を行うこと。磨き上げにおいては別事業にて実施する FAM トリップ（海外旅行社・国内 DMC などを招聘）の行程に造成した体験コンテンツを組み込み、フィードバックを活用すること。

【想定フロー】

ア. 現地視察においては各分野・コンテンツごとに原則複数の国内 DMC の参加を前提とし、実施前と実施後に参加者からのフィードバックを得て各回の報告書をまとめること。その後、内容の検討や改善を図り、FAM トリップを最適な内容にて実施ができるよう努めること。

イ. 顧客目線を持ち磨き上げに向けて有効な示唆を提供可能な者を参加させ、実施後にフィードバックを得て報告書にまとめること。

ウ. 実際のコンテンツ提供にあたっての基本となる完成形（行程案・提供内容・販売可能な価格帯等含む）をまとめることとするが、完成後の送客を念頭に、2, 3 程度のカスタマイズ案（例：短時間での提供案／市場の嗜好に応じた提供案／コストを抑えた提供案など）も協業先と検証し、とりまとめること。

なお、最終的な手配経路が明確になったコンテンツについては、「3）送客に向けた取組」で販売実証を行うこと。

体験コンテンツは 9 件以上造成し、選定先については実施主体と協議のうえ決定すること。

※FAM トリップ実施時にかかる体験コンテンツ運営費用は委託料に含まない。

※FAM トリップはエリア・テーマ別に 3 回実施予定。(実施時期は 9～12 月を想定)

3) 送客に向けた取り組み (販売ルートの確立)

当該コンテンツ完成後には、受託者及び国内 DMC の持つ販路等で販売を開始すること。セールス活動を通じて当該コンテンツを販路に乗せるよう試み、その結果を受け改善案を提案すること。

4) 業務管理・事業全体運営

体験コンテンツ造成チームの業務遂行状況等を把握するとともに、商談会、磨き上げについて必要な指導・助言を実施し、実施主体に対して定期的な状況報告を行うなど、適切な進捗管理・事業運営を実施すること。

1) ～ 4) における共通事項

業務を遂行する上で、次のことに留意して実行すること。

- (1) 業務の実施にあたって、企業体に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。
- (2) 企業体への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- (3) 各業務の準備を含む実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- (4) 各業務を運営管理する者 (以下「進行管理者」という。) を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- (5) 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に企業体に確認のうえ、取り纏めること。
- (6) 業務の実施に際しては、企業体との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- (7) 企業体が今年度実施する別事業と連携をすること。

6. 事業報告書の作成

当該事業終了後すみやかに、以下の内容を記載した事業報告書を作成すること。

1) 記載内容詳細

- ・事業実施結果の概要
- ・取組内容詳細
- ・解決すべき課題とその状況、対応策等
- ・経費内訳※
- ・総括

※ 対象経費確認等のための「2025 年度版 事業の手引き」は受託事業者のみに開示する。

2) 留意点

- ・企業体と充分にコミュニケーションをはかりながら、事業報告書を作成すること。
- ・事業実施状況、経緯、結果、課題等を分かり易く編集すること。

7. 成果物の内容

本事業の成果物として、以下の納品物を提出すること。

- ・体験コンテンツ及びタリフ
- ・事業報告書※
 - ※ 上記はすべて電子データの提出のため書面や冊子は不要、またファイルの種類やフォーマットは問わない
- ・委託業務に係る経費証憑書類及び関係証拠書類
- ・各会議の議事録

8. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。

9. 作成物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て企業体に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ企業体に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記(1)(2)(3)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10. その他

- (1) 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、企業体に帰属するものとする。
- (2) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- (3) 業務の実施に伴い知り得た企業体及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- (4) 企業体は、業務実施過程において本業務説明書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに企業体に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により企業体と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により企業体に事前に報告し承認を得るものとする。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、企業体は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 契約代金の支払いに関しては、企業体と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。

- (9) 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに企業体へ相談し、指示に従うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、企業体と別途協議の上、処理すること。
- (11) 企業体は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を企業体HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- (12) この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業であるため、その「モデル観光地への支援内容について」の事業実施の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って実施すること。

〒690-0877 島根県松江市殿町 43 3F
SAN' IN 観光ビジネス推進企業体
担当 広瀬、肥後
電話：0852-61-8015
E-mail: kankou@expe-s.com